

「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）」に対する パブリック・コメントの実施結果

1 意見の募集期間 令和6年12月16日（月）から令和7年1月15日（水）まで

2 意見の件数 2人 18件

3 意見の内容と県の考え方

（1）【「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）」の内容に関するもの】2件

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。 県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。（骨子案作成時に実施済とは思いますが一応再度意見まで。）	パブリック・コメントの実施のほか、県、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者、医療関係団体、消防機関及びその他の関係機関で構成する「山口県感染症対策連携協議会」において直接御意見をお聞きするとともに、関係団体や事業者、市町等に意見照会を実施し、いただいた御意見を最終案に反映させています。
2	第4節新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項（1）「平時の備えの整理や拡充について」（ア）～（オ）の中に、「学校」がありません。感染対策や感染拡大時において重要なキーポイントとなる「学校」についての項目を加えていただきたい。そして、設備面・人材面での整備を平時から行うという趣旨の文言をそこに書いて欲しいと思います。	いただいた御意見については、「（ア）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理」における「関係者」に、学校等多数の人が集まる施設も含まれることから、原案のままとさせていただきます。 いただいた御意見の趣旨は、市町や学校関係課にも共有し、対策の実効性を高めてまいります。

（2）【表記の方法等に関するもの】10件

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
3	P8「対応期」で「県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期」とありますが、「感染症」を「封じ込める」のは困難/ほぼ不可能、というのが過去感染症で学んだことではないでしょう	当計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条により、政府行動計画に基づき作成しており、政府行動計画に準じた表記にしています。

	か。 「感染抑制」といった表現の方が適切と感じます。	
4	P22、P28-P22 の①-⑬各項目毎に、P28 以降の「第 3 部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の第 1 章-第 13 章で「準備期」「初動期」「対応期」の具体的対応を明示している、と思われませんが、そうであれば、P22 と P28 冒頭にその旨明示しておくべきと感じます。	いただいた御意見については、P7 の「第 2 節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方」の中で、「具体的な対策については、第 3 部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。」と記載していることから、原案のままとさせていただきます。
5	目次+巻末「＜参考資料＞ 4 用語集」等（素案）、専門性が特に高い案件ですので「用語集」の存在はありがたいです。掲載語句再精査を宜しく御願い致します。 又、本文中、「用語集」に掲載あるかどうか分かる対応を宜しく御願い致します。	御意見を踏まえ、「用語集」の掲載用語の再精査を行いました。 また、「用語集」に掲載している用語について、本文中の最初に使用される用語に「＊」を追記し、目次に「本文中、解説が必要な用語について最初に使用されるページに、「＊」を付けて解説しています。」を追記しました。
6	P4「県行動計画を全面改定するものである」との記述より、「改定箇所が分かる・改定箇所を示すことができる改定」ではない、と認識しております。 ただし、「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）」（概要）（PDF：311KB）」には、[新]といった記述が見受けられます。 「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）」（全文）（PDF：1.64MB）でも、「前回行動計画との違い、少なくとも明らかに新規追加となった個所はその旨明示が必要/必須と考えます。	御意見を踏まえ、P22「県行動計画の主な対策項目」に注書きとして、「※対策項目のうち「リスクコミュニケーション」、「水際対策」、「ワクチン」、「治療薬・治療法」、「検査」、「保健」、「物資」は、新たに追加された項目」を追記しました。
7	行動計画の名称「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画」が、県民の命に係わる案件としての重要性を示していない気がします。 「山口県感染症危機対策行動計画」	当計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 7 条により、政府行動計画に基づき作成しており、政府行動計画に準じた計画名にしています。 なお、御指摘の趣旨は、今後の市町

	等、名称再検討を宜しく御願い致します。	計画改定や平時からの関係者連携による訓練などを通じて、引き続き意識啓発を図ります。
8	本文中では、対象感染症を「新型インフルエンザ等」と記述しておりますが、当該表現、県民が対象感染症を甘く見てしまう、あるいは特定の病名を使用することで無意識のうちに認識を誤る気がします。 「新規/新型感染症」等記述を変更したほうが良いのでは、と感じます。	当計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条により、政府行動計画に基づき作成しており、政府行動計画に準じた表記にしています。 なお、御指摘の趣旨は、今後の市町計画改定や平時からの関係者連携による訓練などを通じて、引き続き意識啓発を図ります。
9	所々で国・県の施策が実施・改定年と共に記載されておりますが、施策実施の流れの把握しやすい様、年表形式資料を追加頂けましたなら幸いです。	いただいた御意見は、今後の計画策定の参考とさせていただきます。
10	表等には通し番号を設定願います。	御意見を踏まえ、表等に通し番号を追記しました。
11	「県及び下関市においては」と、下関市を別扱い・特別扱いしている様に見える記述が複数あります。おそらくは保健所の管轄地域によるもの、と推測しますが、このような記述をするのであれば、下関市を別扱いしている理由を冒頭に明示すべきと考えます。	P5に「保健所を設置する下関市」を以下「下関市」と読み替えるよう記載しました。
12	組織名を掲載する場合は、どの様な組織なのか明確にする様宜しく御願い致します。(本文中に記載する、又は巻末「用語集」に説明掲載する(その上で「用語集」に掲載あるかどうか分かる対応を実施(前述)).)	御意見を踏まえ、用語集に追記しました。

(3)【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】 6件

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
13	当該案件資料 160 頁強、しかも同時	本パブリック・コメントは、「山口県

	期に別途複数の県パブリック・コメント（意見募集）が実施されており、更に年末年始が募集期間に含まれているため、一か月での資料内容確認・関係資料確認・意見作成は個人では困難と思われます。 また、個々指摘しておりますが、必要事項記載不備不足が見受けられます。 意見募集期間の延長、あるいは修正（素案）での再意見募集を求めます。 御対応御検討宜しく御願い致します。（パブリックコメント関係条例では、募集期間を「1 か月程度」とし、「1 か月」断定はしていないはずです。）	パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、今般の計画改定において、期間延長等の予定はありません。
1 4	前述対応「今回は対応不可」の場合は、今後のパブリック・コメント/意見募集実施の際は、資料量・世間一般の繁忙時期・意見募集集中具合等を考慮した意見募集期間設定を宜しく御願い致します。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、御指摘の趣旨を踏まえ、今後、各々の計画等作成過程の中で決定してまいります。
1 5	県行政では、1 企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。 「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。（「県の条例に則って（1 ヶ月の）実施としている」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。）	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、今般の計画改定において、期間延長等の予定はありません。御指摘の趣旨を踏まえ、今後、各々の計画等作成過程の中で決定してまいります。
1 6	今回の意見募集の広報・記事扱いが	パブリック・コメントの実施について

	実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願ひ致します)。(県広報誌には、毎号、「県ホームページでは随時県民から意見募集実施しております」といったパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。)	ては、記者配布を行い、県ホームページや新聞広告(12月28日の中国新聞及び山口新聞「山口県からのお知らせ」)に掲載するとともに、SNSの発信により広報に努めました。 また、資料は、県庁ホームページに掲載するだけでなく、県庁情報公開センター、各地方県民相談室、各健康福祉センターで文書閲覧により実施しました。
17	今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリックコメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つ、とする方が明らかに県民の目に留まると思われます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「適切に広報を実施した」とは言えないと感じます。)	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページや新聞広告(12月28日の中国新聞及び山口新聞「山口県からのお知らせ」)に掲載するとともに、SNSの発信により広報に努めました。
18	前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。(意見募集結果(人数・件数)の明示)ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』(十分・不十分)を御明示願います。)	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページや新聞広告(12月28日の中国新聞及び山口新聞「山口県からのお知らせ」)に掲載するとともに、SNSの発信により広報に努めました。